

令和3年度  
鳴門市地域密着型サービス指定予定事業者募集要項  
(認知症対応型共同生活介護)

令和4年1月14日

鳴門市 健康福祉部 長寿介護課

## 第1 募集の目的

鳴門市では、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第8期鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（以下、「第8期計画」という。）を策定し、この中で、地域密着型サービスの基盤整備にかかる目標量を掲げています。

徳島県が策定した地域医療構想にかかる介護保険施設の新たな需要（追加的需要）や今後の認知症高齢者数の増加見込みに対応するため、「認知症対応型共同生活介護事業所」の整備を進めていくこととしており、この募集は、新たに地域密着型サービス事業所を開設運営する指定予定事業者を決定するために行うものです。

## 第2 募集する地域密着型サービス事業の種類・区域・整備数

種類	区域	整備数
認知症対応型共同生活介護	鳴門市撫養町内における 以下の大字 ① 南浜 ② 斎田 ③ 黒崎 ④ 小桑島 ⑤ 大桑島	定員18人 (2ユニット)

## 第3 応募資格

本件募集に参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とします。

- ① 地域密着型サービス事業所を開設し、継続して安定した運営をする能力、資力等を有する法人であって、法人登録の所在地が鳴門市となっている法人であること。
- ② 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号の規定に該当していないこと。
- ③ 事業者、代表者及び役員が地方税等を滞納していないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ⑤ 鳴門市暴力団等排除措置要綱に基づく入札排除措置を受けていないこと、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑥ 応募法人自らが開設し、指定を受けるものであること。

## 第4 整備の方針

- ① 施設整備計画及び事業計画等の策定にあたっては、諸基準、通知その他の関係法令等に基づき十分に検討するとともに、介護保険法、老人福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法、鳴門市介護保険法施行条例で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)その他の関係法令及び関係通知を遵守すること。
- ② 事業所の定員は、原則、18人とし、2ユニットとします。
- ③ 施設の設置場所は、第2に記載の「区域」内（撫養町の南浜・斎田・黒崎・小桑島・大桑島）とします。
- ④ 開設予定地について、土地購入による取得や借地などを予定している場合、原則、応募前までに関係者との協議を終え、確実に建設できる状況にしておくこと。（実際に購入や借入を行っていなくても、指定予定事業者として選定された場合には、購入や借入することが確実であることが確認できればよい。）
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護事業所の建物については、自己所有とすること。
- ⑥ 認知症対応型共同生活介護事業所の建物の建設にあたっては、市と介護保険法に基づく指定の協議をした上で、施設の建設工事に着手すること。なお、以下の点に留意すること。
  - ・ 建築工事の契約は、徳島県の社会福祉施設整備工事に係る契約事務手続きに準じて一般競争入札等を行うこと。
  - ・ 第1〇の事業所整備及び開設にかかる補助金を活用する場合には、補助金の交付決定前に、建設事業者を決定することはできないため、今回提出する見積もり（資金計画）は設計業者等によるものとすること。
- ⑦ 事業所の開設にあたっては、各種法令等を遵守し、介護保険法に基づく指定を受け、開設すること。

## 第5 募集スケジュール

- |           |                           |
|-----------|---------------------------|
| ① 応募意向の届出 | 募集開始～令和4年1月31日（月）         |
| ② 応募書類の提出 | 令和4年1月14日（金）～令和4年2月28日（月） |
| ③ 質問の受付回答 | 募集開始～令和4年2月28日（月）         |
| ④ 意見聴取・審査 | 令和4年3月17日（木）（予定）          |
| ⑤ 選定結果の通知 | 令和4年3月下旬（予定）              |

## 第6 応募方法

### （1）応募意向の届出

本募集に対し、応募する意向がある者は、令和3年度鳴門市地域密着型サービス指定予定事業者応募意向届出書（別紙1）を令和4年1月31日（月）午後5時までに、第12の提出先宛てに提出してください。

※ 当該応募意向届出書を提出せず、本募集に応募することはできません。

① 提出方法

事前連絡の上、令和3年度鳴門市地域密着型サービス指定予定事業者応募意向届出書（別紙1）をご持参ください。

② 提出先

第12の提出先宛

③ 提出部数

令和3年度鳴門市地域密着型サービス指定予定事業者応募意向届出書（別紙1）1枚

（2）応募書類の提出

本募集に対し、応募する者は、令和3年度鳴門市地域密着型サービス指定予定事業者応募申出書（様式1）に応募書類（別紙応募書類一覧を参照）を添えて、令和4年2月28日（月）午後5時までに、第12の提出先宛てに提出してください。なお、応募受付後に辞退する場合は、令和3年度鳴門市地域密着型サービス指定予定事業者応募辞退届出書（様式8）を提出すること。

※ 事前協議が必要な場合も想定されるため、全ての応募書類が作成されている場合であっても、隨時、第12の問い合わせ先宛てに事前協議を申し出てください。

① 提出方法

事前連絡の上、応募書類一式をご持参ください。

② 提出先

第12の提出先宛

③ 提出部数

正本1部、副本15部

※ 応募書類の体裁については、応募書類の項目によりインデックスを付け、全体をバインダー等で綴ってください。当該バインダー等の表紙には、「令和3年度鳴門市地域密着型サービス指定予定事業者応募書類一式」、「法人名」、「正本または副本の別」を記載してください。また、書類は原則A4サイズとし、図面でA3サイズのものはZ折りしてください。

※ 正本に、契約書類等の原本の写しを提出する場合には、代表者名で原本証明をしてください。

※ 副本は、正本をそのままのサイズでコピーしたもの。原本証明は不要です。

④ 留意事項

- ・ 応募書類の作成等に伴う費用は、選定結果にかかわらず、応募者の全額負担とします。
- ・ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ・ 応募締切後の応募者の都合による応募書類の修正・追加はできません。
- ・ 応募書類は、指定予定事業者の選定の目的のみに使用し、他の目的には利用しませんが、応募書類のうち、個人情報を除くものについては、法令等に基づき、公開する場合があります。

### (3) 質問の受付・回答

本募集にかかる質問等については、質問内容を簡潔にまとめ、FAXまたは電子メールにより、第12の問い合わせ先宛てに提出してください。なお、事前協議などについては、面談や電話等でもかまいません。

① 受付先

第12の問い合わせ先宛

② 受付方法

FAXまたは電子メール

③ 回答方法

随時回答します。また、市公式ウェブサイトに掲載します。

## 第7 意見聴取・審査

鳴門市地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営委員会において、応募者から、応募内容についての意見聴取を行い、鳴門市地域密着型サービス指定予定事業者選考基準表により、審査することとする。

① 実施日

令和4年3月17日（木）（予定）

※ 場所・時間は別途連絡するとともに、参加できない場合は、応募を無効とする。

② 審査委員

11名（予定）

③ 意見聴取・審査方法

応募者ごとに、応募内容に関する説明等を行い、その後、審査員による質疑を行います。

また、説明者は3名以内とし、説明にあたり、応募書類以外の資料の活用はできません。

## 第8 選定方法

指定予定事業者の決定は、鳴門市地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営委員会の選考結果を踏まえて、市長が行います。

## 第9 選定結果

選定結果は、令和4年3月下旬（予定）に、全ての応募者に通知するとともに、全ての応募者にかかる採点結果及び選定された指定予定事業者名などについて、市公式ウェブサイトで公表します。

## 第10 事業所整備及び開設にかかる補助

事業所の整備及び開設にあたっては、指定予定事業者との協議により、予算の範囲内で、徳島県の地域医療介護総合確保基金を活用した補助を予定しています。

なお、徳島県との協議により、対象事業として決定された場合に限るため、資金計画等の策定にあたっては、当該補助金の不交付も念頭に置き、十分に対応できる場合に限り、応募すること。

## 第11 注意事項

- ① 提出された書類の内容に虚偽があった場合、応募者又はその関係者による本市職員又は審査員等に対する選定評価にかかる働きかけがあった場合等、指定予定事業者の選定上、著しい不正行為があった場合については、選定前・選定後にかわらず失格とします。
- ② 指定予定事業者として決定された後、事業実施が見込めない場合及び応募内容と実施計画が著しく変更された場合には、決定を取り消す場合があります。
- ③ 応募がなかった場合及び指定予定事業者として決定されるものがいなかった場合には、再募集を行います。

## 第12 問い合わせ先・提出先

担 当 鳴門市 健康福祉部 長寿介護課 鎌畠  
住 所 〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170  
連 絡 先 (088) 684-1192  
F A X (088) 684-1321  
電子メール chojukaigo@city.naruto.i-tokushima.jp

(別紙) 応募書類 一覧表

	応募書類	留意事項	様式等
1	令和3年度鳴門市地域密着型サービス指定 予定事業者応募申出書		様式1
2	応募書類一覧表		様式
3	法人の沿革	任意様式も可	様式2
4	法人の定款又は寄付行為	応募日前3か月以内発行のもの	
5	法人の登記事項証明書又は条例等	応募日前3か月以内発行のもの	
6	法人の印鑑証明書又は電子証明書	応募日前3か月以内発行のもの	
7	法人の役員等名簿		様式3
8	代表者の経歴書		参考様式 2-1
9	管理者(予定)の経歴書		参考様式 2-2
10	給与規程及び就業規則	最新のもの	
11	決算報告書(資金収支計算書、事業活動収支 計算書、貸借対照表、財産目録)	直近1年分	
12	申請者の市町村税納税証明書(法人市民税・ 固定資産税)	直近年度分	
13	地域密着型サービス事業計画概要書	所定の様式	様式4
14	開設予定地の権利関係を確認できる書類	登記簿謄本(応募日前3か月以内 発行のもの)	
		売買(賃貸借)契約書又は確約書 (該当がある場合)	

15	開設予定地の現況を確認できる書類	写真（概況が分かる複数枚）	
16	開設予定地の周辺状況の分かる図面	地図等周辺の状況がわかるもの	
		公図（区画整理区域の場合は仮換地証明書と仮換地位置図）	
17	建物の権利関係を確認できる書類	登記簿謄本（応募日前3か月以内発行のもの）（該当がある場合）	
		売買（賃貸借）契約書又は確約書（該当がある場合）	
18	建物の立面図	A3サイズ	
19	建物の平面図	A3サイズ	
20	建物の配置図	A3サイズ	
21	認知症対応型共同生活介護事業所開設予定地事前協議報告書	関係部局・関係機関・地域住民等ごとに作成	様式5
22	資金計画書		様式6
23	事業計画提案書		様式7
24	その他審査に必要な書類	事業計画提案書を補完する資料など該当がある場合	